

許可、認定、指定等申請手数料

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第16号	建築基準法	第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）
手数料の内容	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定		
手 数 料	1件につき 120,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第17号	建築基準法	第42条第1項第5号
手数料の内容	道路の位置の指定、変更又は廃止の申請		
手 数 料	1件につき 50,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第18号	建築基準法	第43条第2項第1号
手数料の内容	建築物の敷地と道路との関係における建築認定		
手 数 料	1件につき 27,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第19号	建築基準法	第43条第2項第2号
手数料の内容	建築物の敷地と道路との関係における建築許可		
手 数 料	1件につき 33,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第20号	建築基準法	第44条第1項第2号
手数料の内容	公衆便所等の道路内における建築許可		
手 数 料	1件につき 33,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第21号	建築基準法	第44条第1項第3号
手数料の内容	道路内における建築認定		
手 数 料	1件につき 27,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第22号	建築基準法	第44条第1項第4号
手数料の内容	公共用歩廊等の道路内における建築許可		
手 数 料	1件につき 160,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第23号	建築基準法	第47条ただし書
手数料の内容	壁面線外における建築許可		
手 数 料	1件につき 160,000円		

令和8年4月1日改正

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第24号	建築基準法	第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（これらの規定を同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）
手数料の内容	用途地域等における建築等許可		
手数料	ア イ及びウ以外の場合 1件につき 180,000円 イ 第48条第16項第1号に規定する増築、改築又は移転の場合 1件につき 120,000円 ウ 第48条第16項第2号に規定する建築の場合 1件につき 140,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第25号	建築基準法	第51条ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）
手数料の内容	特殊建築物等の敷地の位置の許可		
手数料	1件につき 160,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第26号	建築基準法	第52条第6項第3号
手数料の内容	建築物の容積率に関する特例の認定		
手数料	1件につき 270,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第27号	建築基準法	第52条第10項、第11項又は第14項
手数料の内容	建築物の容積率の特例の許可		

手 数 料	1 件につき 1 6 0 , 0 0 0 円
-------	------------------------

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第 2 条第 2 8 号	建築基準法	第 5 7 条の 2 第 3 項
手数料の内容	特例敷地のそれぞれに適用される特例容積率の限度の指定		
手 数 料	敷地の数が二である場合にあっては 7 8 , 0 0 0 円、敷地の数が三以上である場合にあっては 7 8 , 0 0 0 円に二を超える敷地の数に 2 8 , 0 0 0 円を乗じて得た額を加算した額		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第 2 条第 2 9 号	建築基準法	第 5 7 条の 3 第 2 項
手数料の内容	特例敷地のそれぞれに適用される特例容積率の限度の指定の取消し		
手 数 料	6 , 4 0 0 円に敷地の数に 1 2 , 0 0 0 円を乗じて得た額を加算した額		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第 2 条第 3 0 号	建築基準法	第 5 7 条の 4 第 1 項ただし書
手数料の内容	特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度の特例の許可		
手 数 料	1 件につき 1 6 0 , 0 0 0 円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第 2 条第 3 1 号	建築基準法	第 5 3 条第 4 項、第 5 項又は第 6 項第 3 号
手数料の内容	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可		
手 数 料	1 件につき 3 3 , 0 0 0 円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第32号	建築基準法	第53条の2第1項第3号又は第4号（同法第57条の2第3項において準用する場合を含む。）
手数料の内容	建築物の敷地面積の許可		
手数料	1件につき 160,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第33号	建築基準法	第55条第2項
手数料の内容	建築物の高さの特例の認定		
手数料	1件につき 27,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第34号	建築基準法	第55条第3項各号
手数料の内容	建築物の高さの許可		
手数料	1件につき 160,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第35号	建築基準法	第56条の2第1項ただし書
手数料の内容	日影による建築物の高さの特例の許可		
手数料	1件につき 160,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第36号	建築基準法	第57条第1項
手数料の内容	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定		
手数料	1件につき 27,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第37号	建築基準法	第58条第2項
手数料の内容	高度地区内における建築物の高さの最高限度の特例の許可		
手 数 料	1件につき 160,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第38号	建築基準法	第59条第1項第3号
手数料の内容	高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例の許可		
手 数 料	1件につき 160,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第39号	建築基準法	第59条第4項
手数料の内容	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可		
手 数 料	1件につき 160,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第40号	建築基準法	第59条の2第1項
手数料の内容	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例の許可		
手 数 料	1件につき 160,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第41号	建築基準法	第60条の2の2第1項第2号
手数料の内容	居住環境向上用途誘導地区の建築物の建蔽率又は壁面の位置の特例の許可		
手 数 料	1件につき 160,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第42号	建築基準法	第60条の2の2第3項ただし書き
手数料の内容	居住環境向上用途誘導地区の建築物の高さの最高限度の特例の許可		
手 数 料	1件につき 160,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第43号	建築基準法	第60条の3第1項第3号
手数料の内容	特別用途誘導地区内の建築物の容積率又は建築面積の最低限度の特例の許可		
手 数 料	1件につき 160,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第44号	建築基準法	第60条の3第2項ただし書き
手数料の内容	特別用途誘導地区内の建築物の高さの最高限度の特例の許可		
手 数 料	1件につき 160,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第45号	建築基準法	第68条第1項第2号
手数料の内容	景観地区内における建築物の高さの最高限度又は最低限度の特例の許可		
手 数 料	1件につき 160,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第46号	建築基準法	第68条第2項第2号
手数料の内容	景観地区内における壁面の位置の制限の特例の許可		
手 数 料	1件につき 160,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第47号	建築基準法	第68条第3項第2号
手数料の内容	景観地区内における敷地面積の最低限度の特例の許可		
手 数 料	1件につき 160,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第48号	建築基準法	第68条第5項
手数料の内容	景観地区内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定		
手 数 料	1件につき 27,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第49号	建築基準法	第68条の3第1項～第3項
手数料の内容	再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建蔽率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定		
手 数 料	1件につき 27,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第50号	建築基準法	第68条の3第4項
手数料の内容	再開発等促進区等における建築物の各部分の高さの許可		
手 数 料	1件につき 160,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第51号	建築基準法	第68条の3第7項
手数料の内容	開発整備等促進区における建築物の用途に関する建築の制限の適用除外に係る認定		
手 数 料	1件につき 27,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第52号	建築基準法	第68条の4
手数料の内容	地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定		
手数料	1件につき 27,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第53号	建築基準法	第68条の5の3第2項
手数料の内容	地区計画等の区域における建築物の各部分の高さの特例許可		
手数料	1件につき 160,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第54号	建築基準法	第68条の5の5第1項又は第2項
手数料の内容	地区計画等の区域における前面道路の幅員に応じた建築物の容積率に関する特例又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定		
手数料	1件につき 27,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第55号	建築基準法	第68条の5の6
手数料の内容	地区計画等の区域における建築物の建蔽率の特例認定		
手数料	1件につき 27,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第56号	建築基準法	第68条の7第5項
手数料の内容	予定道路に係る建築物の容積率の特例許可		
手数料	1件につき 160,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第57号	建築基準法	第85条第6項
手数料の内容	仮設興行場等の建築許可		
手 数 料	1件につき 120,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第58号	建築基準法	第85条第7項
手数料の内容	特別仮設興行場等の建築許可		
手 数 料	1件につき 160,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第59号	建築基準法	第86条第1項
手数料の内容	総合的設計による一団地の建築物の特例認定		
手 数 料	イ 建築物の数が二以下である場合 1件につき 78,000円 ロ 建築物の数が三以上である場合 78,000円に二を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第60号	建築基準法	第86条第2項
手数料の内容	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定		
手 数 料	イ 建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が一である場合 1件につき 78,000円 ロ 建築物の数が二以上である場合 78,000円に一を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第61号	建築基準法	第86条第3項
手数料の内容	敷地内に広い空地を有する総合的設計による一団地の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可		
手数料	イ 建築物の数が二以下である場合 1件につき 238,000円 ロ 建築物の数が三以上である場合 238,000円に二を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第62号	建築基準法	第86条第4項
手数料の内容	敷地内に広い空地を有する既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可		
手数料	イ 建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が一である場合 1件につき 238,000円 ロ 建築物の数が二以上である場合 238,000円に一を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第63号	建築基準法	第86条の2第1項
手数料の内容	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定		
手数料	イ 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が一である場合 1件につき 78,000円 ロ 建築物の数が二以上である場合 78,000円に一を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第64号	建築基準法	第86条の2第2項
手数料の内容	敷地内に広い空地を有する一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可		
手数料	イ 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が一である場合 1件につき 238,000円 ロ 建築物の数が二以上である場合 238,000円に一を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第65号	建築基準法	第86条の2第3項
手数料の内容	一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可		
手数料	イ 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が一である場合 1件につき 238,000円 ロ 建築物の数が二以上である場合 238,000円に一を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第66号	建築基準法	第86条の5第1項
手数料の内容	一の敷地とみなすこと等による認定又は許可の取消し		
手数料	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第67号	建築基準法	第86条の6第2項
手数料の内容	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定		
手数料	1件につき 27,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第68号	建築基準法	第86条の8第1項
手数料の内容	全体計画の認定		
手 数 料	1件につき 27,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第69号	建築基準法	第86条の8第3項（同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）
手数料の内容	全体計画及び用途の変更に伴う全体計画の変更認定		
手 数 料	1件につき 27,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第70号	建築基準法	第87条の2第1項
手数料の内容	用途の変更に伴う全体計画の認定		
手 数 料	1件につき 27,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第71号	建築基準法	第87条の3第5項
手数料の内容	用途の変更による興行場等の使用許可		
手 数 料	1件につき 120,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第72号	建築基準法	第87条の3第6項
手数料の内容	用途の変更による特別興行場等の使用許可		
手 数 料	1件につき 160,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第73号	建築基準法	令第137条の12第6項
手数料の内容	既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る認定の申請に対する審査		
手数料	1件につき 270,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第74号	建築基準法	令第137条の12第7項
手数料の内容	既存建築物の大規模修繕等に対する道路内における建築制限の緩和に係る認定の申請に対する審査		
手数料	1件につき 270,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第75号	建築基準法施行令	第137条の16第2号
手数料の内容	既存建築物の移転に対する制限の緩和に係る認定		
手数料	1件につき 27,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第76号	建築基準法	第12条第8項
手数料の内容	建築台帳等記載証明書の交付		
手数料	1件につき 400円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第77号	建築基準法	第42条第1項第5号
手数料の内容	道路位置指定証明書の交付		
手数料	1件につき 400円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第78号	建築基準法	第42条第1項第5号
手数料の内容	道路位置指定図書の写しの交付		
手 数 料	1件につき 400円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第79号	建築基準法	第93条の2
手数料の内容	建築計画概要書等の写しの交付		
手 数 料	1件につき 400円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第89号
租税特別措置法の規定に基づく優良住宅新築の認定	
床 面 積	手 数 料
100㎡以下のもの	6,200円
100㎡を超え、500㎡以下のもの	8,600円
500㎡を超え、2,000㎡以下のもの	13,000円
2,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	35,000円
10,000㎡を超え、50,000㎡以下のもの	43,000円
50,000㎡を超えるもの	58,000円

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第99号	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第18条第1項
手数料の内容	認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例の許可		
手 数 料	160,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第113号	草加市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例	第4条
手数料の内容	地区整備計画区域内の建築物の用途の制限における建築の許可		
手 数 料	1件につき 180,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第114号	草加市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例	第5条、第6条、第7条、第8条、第11条
手数料の内容	地区整備計画区域内における建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限又は建築物の高さの最高限度若しくは最低限度の特例の許可		
手 数 料	1件につき 160,000円		

草加市開発・建築関係手数料徴収条例	第2条第115号	マンションの再生等の円滑化に関する法律	第163条の5第9項
手数料の内容	要除却等認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可		
手 数 料	1件につき 160,000円		